

函南町遺体措置計画

令和4年3月

函南町

目 次

1	遺体措置計画の趣旨・目的	1
2	遺体措置の基本的な考え方	1
3	遺体収容所（安置所）	1
4	遺体の捜索及び措置の期間	1
5	対象とする業務	2
	（1） 平時の業務	2
	（2） 災害時の業務	2
6	遺体措置に係る組織体制	3
	（1） 遺体措置組織体制図	3
	（2） 遺体措置班	4
	（3） 遺体収容所（安置所）	4
7	実施機関及び関係機関	5
8	情報収集と連絡体制	5
9	協力及び支援体制	6
10	遺体措置の流れ	9
	（1） フロー図	9
	（2） 各工程の役割分担	10
	（3） フローの説明	11
11	死者公表時の留意点	15
12	注意事項	15
	（1） 遺体の尊厳及び遺族感情への配慮	15
	（2） 環境汚染、衛生など	15
13	埋火葬等に必要な書類	16
14	遺体収容所のレイアウト	17
15	準備するもの	18
様式 1	遺体安置状況票	23
様式 2	埋葬台帳	24
様式 3	遺体個票兼遺体収容票	25
様式 4	遺体及び所持金品引取り書	26
様式 5	相談受付簿	27
資料	遺体収容所（安置所）レイアウト写真	別冊

1 趣旨・目的

この計画は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時に多数の死者が発生することを想定し、町が災害救助法及び災害対策基本法に基づいて行う遺体措置の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 遺体措置の基本的な考え方

遺体の措置は、大規模災害により行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、死体識別等のために遺体の措置（遺体の発見から埋葬に移る過程に実施する処置）及び埋葬ができない者に対して、死体の捜索、処置に支障のないよう措置する。

3 遺体収容所（安置所）

遺体収容所（安置所）は、次の場所とする。

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	収容想定数
函南町体育館	仁田 30-1	978-1145	—	10 体

※ 収容想定数は、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた静岡県第4次被害想定（第一次報告）の函南町人的損害の最大死者想定数（レベル2 元禄型関東地震）のとおり

収容想定数は、静岡県第4次被害想定（第一次報告）の函南町人的損害の最大死者想定数（レベル2 元禄型関東地震）のとおり10体だが、「令和元年度静岡県・三島市・函南町総合防災訓練」及び「令和3年度 遺体収容所開設運営訓練」での検証結果により、函南町体育館での最大収容可能数は40体程度である。

なお、想定を上回る死者数の発生や道路陥没、倒木等により遺体収容所（安置所）へのアプローチできないなどを踏まえ、必要に応じて遺体収容所（安置所）の見直しを行い選定する。

遺体収容所（安置所）が使用できない場合は次の場所等から選定する。

施設名	所在地	電話番号	備考
函南町文化センター	上沢 81	979-1733	現地ヘリポート・緊急物資集積場所・仮置場候補地と重複
かなみ知恵の和館	上沢 107-1	979-8800	—

※ 上記施設が使用不可能の場合、各地区の公民館等の使用可能場所の検証が必要である。

4 遺体の捜索及び措置の期間

災害発生の日から10日間とする。ただし、災害発生の日から11日目以降も遺体措置の必要がある場合には、延長するものとする。

5 対象とする業務

本計画の対象とする業務は、次のとおりとする。

(1) 平時の業務

- ・ 遺体措置計画の策定・見直し
- ・ 遺体収容所（安置所）の確保
- ・ 遺体収容所（安置所）運営要員の確保
- ・ 医療機関等との連絡体制の構築、事前協議
- ・ 警察、消防、自衛隊、葬祭関係業者、火葬場等との連携体制の構築
- ・ 必要資機材の調達、保管、確保
- ・ 研修、訓練

(2) 災害時の業務

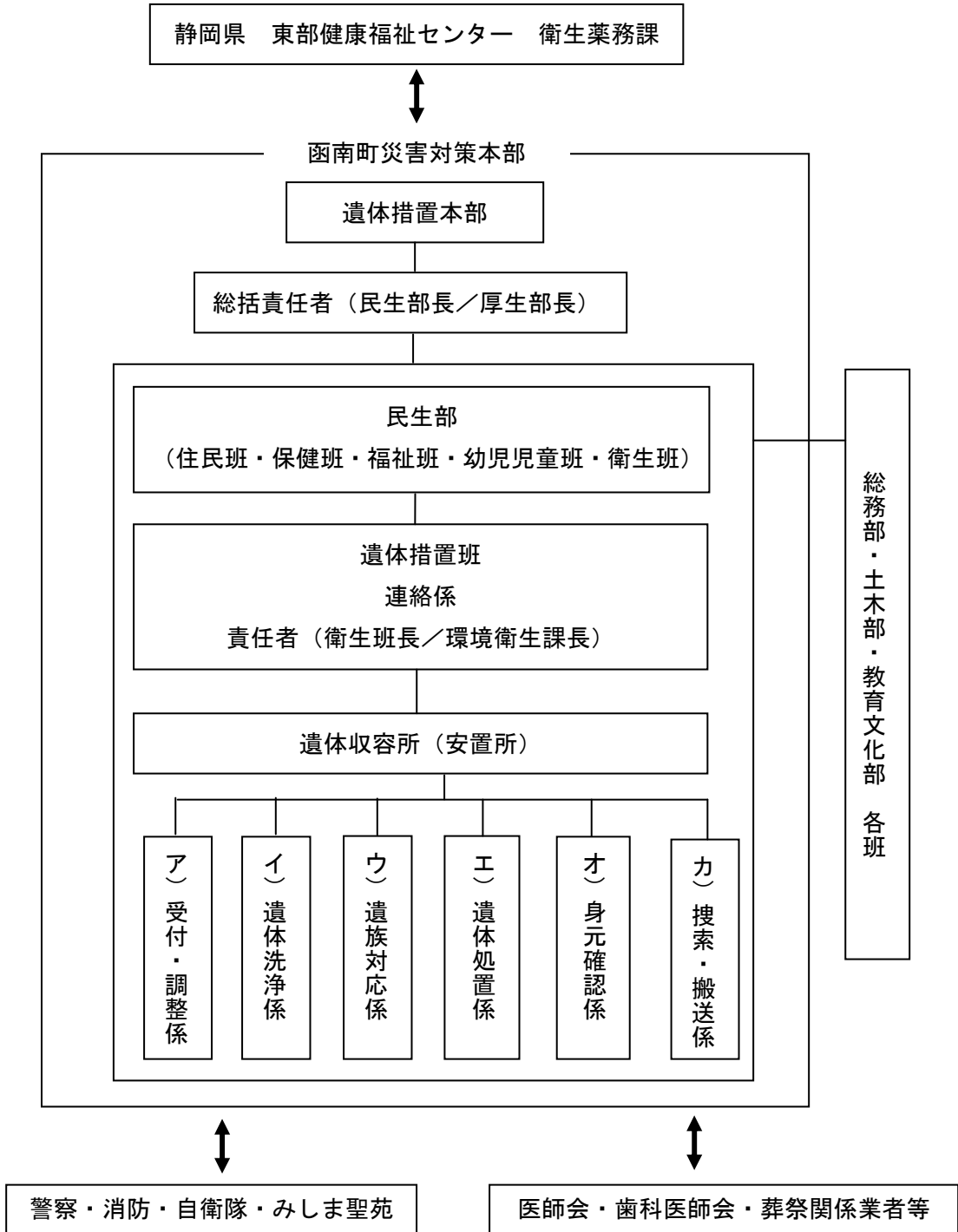
- ・ 遺体・行方不明者の捜索
- ・ 遺体及び遺品の搬送
- ・ 遺体収容所（安置所）の開設
- ・ 遺体及び遺品の受付
- ・ 遺体の洗浄
- ・ 遺体の処置
- ・ 遺体の一時保管
- ・ 遺体の引き渡し
- ・ 遺族対応
- ・ 外国人遺体の対応
- ・ 死亡届の受理

※ 災害時の業務の専門的な分野については、7に掲げる実施機関・関係機関へ協力要請を行い、実施することとする。

6 遺体措置に係る組織体制

災害時における内部組織体制として、本町の地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置する。遺体措置における組織体制は、次のとおりとする。

(1) 遺体措置組織体制図



(2) 遺体措置班 [責任者：衛生班長（環境衛生課長）]

係名	業務内容	必要人員
連絡係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部との連絡調整 ・ 関係機関への要請及び連絡調整 ・ 遺体収容所（安置所）との調整及び要員の確保 ・ 遺体措置に必要な資機材の確保 ・ 遺体収容所（安置所）の確保及び機能の確保 ・ 戸籍書類の整理及び戸籍要員の確保（埋火葬許可証の発行）を住民班へ依頼 ・ 遺体の搜索状況の把握 ・ みしま聖苑との連絡調整 ・ 広報（情報提供）の実施を広報班へ依頼 ・ その他遺体措置に関する事務 	2

(3) 遺体収容所（安置所） [責任者：衛生班長補佐（環境衛生課課長補佐）]

係名	業務内容	必要人員
ア) 受付・調整係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体収容所（安置所）の総括 ・ 遺体措置本部との連絡調整 ・ 遺体及び遺品の受付 ・ 遺族の案内・誘導 ※ ・ 遺体の引き渡し ※ ・ 施設及び駐車場の管理 ※ 	2
イ) 遺体洗淨係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の洗淨 ※ ・ 遺体の写真撮影 ※ 	2
ウ) 遺族対応係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族等からの相談及び安否確認 ・ 遺体及び遺品の引き渡し（受付・調整係と連携） ・ 遺品の管理 ・ 身元不明の遺体の火葬及び埋葬（受付・調整係と調整） 	2
エ) 遺体処置係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検視及び検案の補助 ※ ・ 遺体処置の補助 ※ ・ 遺体の安置 ※ 	2
オ) 身元確認係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身元不明遺体の確認作業 ※ 	
カ) 搜索・搬送係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の搜索 ※ ・ 災害現場で、警察の許可を得て遺体を収容所へ搬送 ※ 	2

※ 7に掲げる実施機関及び関係機関に協力要請を行い、町と協力して実施する。

- ・ 遺体収容所（安置所）の責任者は、民生部長の指名により変更できることとする。
- ・ 遺体収容所（安置所）の開設の際は、床面保護シート設置等の人員を増員し対応する。

7 実施機関及び関係機関

函南町内の遺体措置は、関係機関に対し次に掲げる業務について協力を要請し、町と協力して実施するものとする。

関係機関	業務
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体発見の通報の受信 ・ 遺体・行方不明者の捜索 ・ 遺体の搬送 ・ 遺体収容の協力 ・ 遺族の各種相談の対応 ・ 遺体の検視 ・ 身元不明者の対応協力 ・ 遺体の引き渡しの協力
消防署・自衛隊（静岡県）・消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体・行方不明者の捜索
医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の検案
歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯牙鑑定による身元確認 ・ 身元不明遺体の対応
葬祭関係業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族の相談窓口開設 ・ 遺体の処置 ・ 遺体の安置 ・ 遺体収容所から火葬場への遺体の搬送 ・ 遺体の火葬及び埋葬
みしま聖苑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の火葬

8 情報収集と連絡体制

遺体措置対策を迅速かつ的確に実施するため、静岡県、警察、消防、自衛隊、医師会・歯科医師会、葬祭関係業者等との緊密な連絡体制の確保に努める。連絡先は、次のとおりである。

関係機関	電話番号	FAX 番号	備考
静岡県東部健康福祉センター 衛生薬務課	055-920-2102	055-920-2194	
三島警察署 刑事課・警備課	055-981-0110	—	
田方医師会 函南支部	055-978-2011	055-978-2177	山口医院
田方歯科医師会 函南支部	055-944-6402	055-944-6402	わかば歯科クリニック
駿東伊豆消防組合 本部	055-920-0119	055-923-9911	MCA 無線：819 (田方北消防署)
陸上自衛隊第 34 普通科連隊	0550-89-1310	—	(静岡県)
みしま聖苑	055-976-3663	055-976-1263	MCA 無線：254

葬祭関係業者	住所	電話番号	FAX 番号
JA 三島函南（函南葬祭会館）	函南町間宮 742-1	055-948-9210	
平安院・函南	函南町間宮 756-1	055-978-7488	
MIC 函南ホール	函南町間宮 602	055-970-4400	

※ 関係機関・業者とは、平時に事前協議を実施し、協定の締結等を含め連携体制を確立する。

9 協力及び支援体制

遺体措置対策を迅速かつ的確に実施するため、物資供給事業者や関係協力事業者と協定の締結に努める。町及び静岡県協定の締結先、内容は次のとおりである。

(1) 遺体措置対策に関する応援協定の一覧（函南町）

協定等の名称	
災害時における遺体収容等に関する協定（令和4年1月）	
協定先	
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	
住所	連絡先
東京都港区西新橋 1-18-12 COMS 虎ノ門 6 階	03-3596-0061
主な協定内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び遺体の洗浄や縫合などの役務の提供 ・ 遺体の安置する施設の提供 ・ 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送 ・ 帰宅困難者に対する避難場所の提供 ・ 町の指定避難所等における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等の提供 	

協定等の名称	
災害時における遺体収容等に関する協定（令和4年2月）	
協定先	
株式会社 農協葬祭	
住所	連絡先
駿東郡清水町伏見 645-1	055-983-5588 0120-93-2121
主な協定内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品等の提供 ・ 遺体への防腐処理等の実施及び支援 ・ 遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供 ・ 遺体の搬送に関する支援 	

(2) 遺体措置対策に関する応援協定の一覧（静岡県）

協定等の名称	
災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定（平成22年3月）	
協定先	
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	
住所	連絡先
東京都港区西新橋1-18-12 COMS 虎ノ門6階	03-3596-0061
主な協定内容	
<ul style="list-style-type: none">・ 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供・ 遺体の一時保存施設等の提供・ 遺体の搬送	

協定等の名称	
災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定（平成22年3月）	
協定先	
全日本葬祭業協同組合連合会	
住所	連絡先
東京都千代田区九段北4-1-3	03-3222-4370
主な協定内容	
<ul style="list-style-type: none">・ 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供・ 遺体の一時保存施設等の提供・ 遺体の搬送	

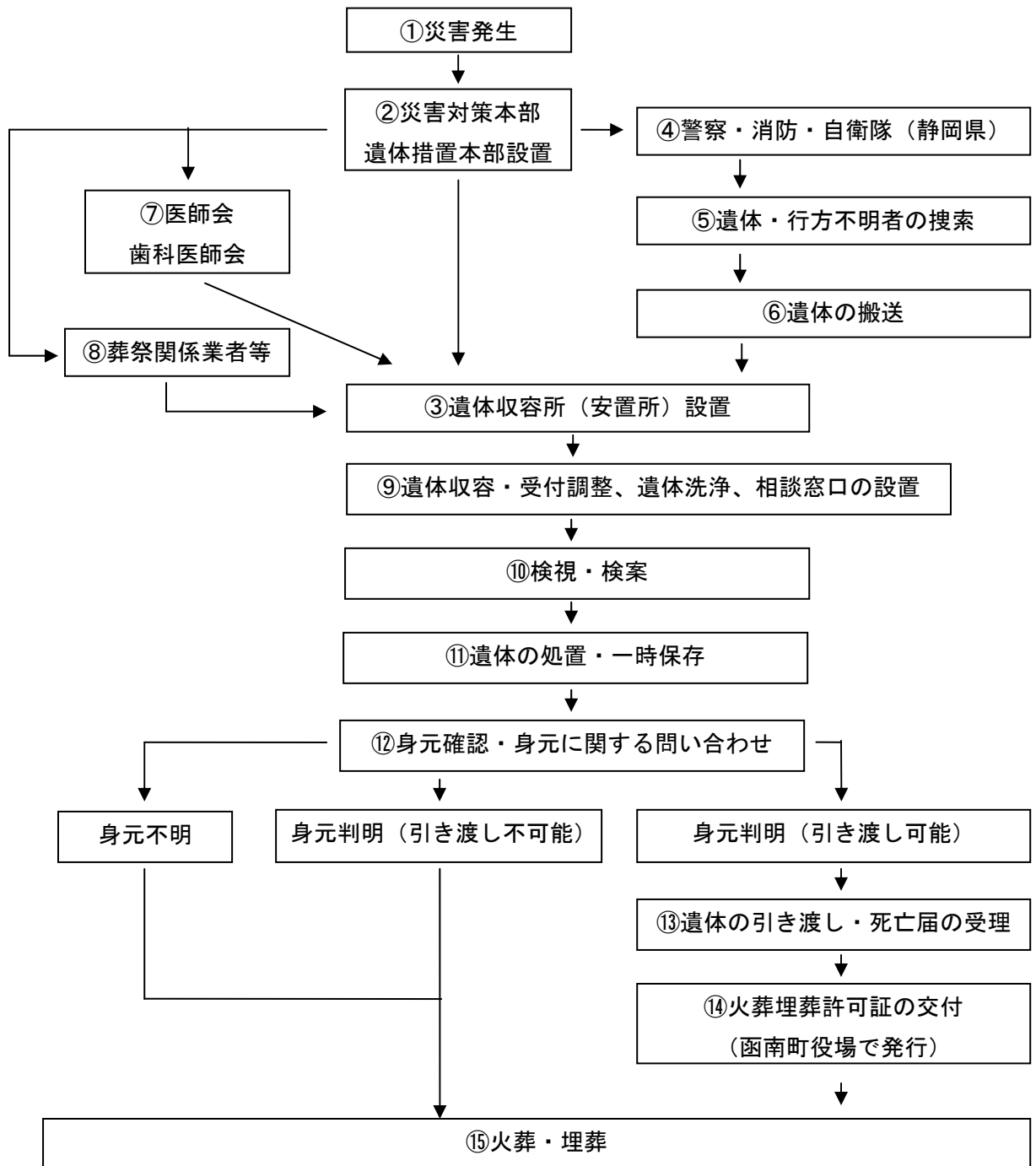
協定等の名称	
災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定（平成24年5月）	
協定先	
静岡県農協葬祭事業連絡協議会（株式会社 農協葬祭）	
住所	連絡先
静岡市駿河区曲金3-3-23（駿東郡清水町伏見645-1）	055-983-5588
主な協定内容	
<ul style="list-style-type: none">・ 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供・ 遺体の一時保存施設等の提供・ 遺体の搬送	

協定等の名称	
災害時における遺体搬送の協力に関する協定書（平成 24 年 9 月）	
協定先	
一般社団法人 全国霊柩自動車協会	
住所	連絡先
東京都新宿区四谷 4-14	03-3353-9729
主な協定内容	
・ 霊柩自動車等による遺体搬送	

協定等の名称	
災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定書 （平成 22 年 8 月）	
協定先	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ドライアイスメーカー会 ・ 全日本ドライアイスディーラー会 	
住所	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都港区新橋 4-21-3 新橋東急ビル 10 階 （エアウォーター炭酸株式会社内） ・ 東京都中央区築地 5-2-1 築地市場内 （日本液炭株式会社内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 03-3431-9136 ・ 03-3547-6926
主な協定内容	
・ ドライアイスの提供	

10 遺体措置の流れ

(1) フロー図



(2) 各工程の役割分担

	工 程	町	静岡県 警察	消防 自衛隊	医師会 歯科医師会	葬祭関係 業者	みしま 聖苑
①	災害発生（遺体通報）	○	○				
②	災害対策本部に遺体措置本部を設置	○	○				
③	遺体収容所（安置所）設置	○	○			△	
④	警察・消防・自衛隊（静岡県）へ協力要請	○	○	○			
⑤	遺体・行方不明者の捜索	△	○	○			
⑥	遺体の搬送	△	○	○		△	
⑦	医師会・歯科医師会へ協力要請	○			○		
⑧	葬祭関係業者等へ協力要請	○				○	
⑨	遺体収容・受付調整、遺体の洗浄、相談窓口の設置	○	○			○	
⑩	検視・検案	△	○		○		
⑪	遺体の処置・一時保存	△	○			○	
⑫	身元確認・身元に関する問い合わせ	○	○		○		
⑬	遺体の引き渡し・死亡届の受理	○	○			○	
⑭	埋火葬許可証の交付（函南町役場で発行）	○					
⑮	火葬・埋葬	○				○	○

※ 表中の○は実施者、△は補助者を示す。

(3) フローの説明

	業務	担当	内容
①	災害発生	災害対策本部	災害により遺体が多数発生。
			災害現場から遺体発見の通報を受理し、静岡県・警察へ報告する。
②	災害対策本部に遺体措置本部を設置	災害対策本部	災害対策本部に遺体措置本部を設置し、遺体収容所（安置所）の設置を決定する。
③	遺体収容所（安置所）設置	町職員	遺体収容所（安置所）を設置する。
			施設の被害状況等を遺体措置本部へ報告する。（被災等により、施設使用が不可能な場合は、代替施設を遺体措置本部へ依頼）
			必要箇所の施錠をし、部外者の侵入防止対策をする。
			必要な資機材・不足資機材を確認し、遺体措置本部へ報告する。
			遺体収容所の床面保護のためシートを設置する。
		遺体収容所（安置所）を設置後、遺体措置本部へその旨を報告する。	
		遺体措置本部	遺体措置本部は、遺体収容所（安置所）の設置を災害対策本部へ報告する。
			静岡県・警察・消防・自衛隊・医師会・歯科医師会・葬祭関係機関に遺体収容所（安置所）を設置した旨を報告。協力要請する。
広報班へ報道関係機関、住民等に対し、遺体収容所（安置所）を設置したことを周知するよう依頼する。			
			必要な資機材を確保する。（必要な資機材が確保できない場合は静岡県へ要請）
④	警察・消防・自衛隊	災害対策本部	警察・消防・自衛隊（静岡県）に遺体・行方不明者の捜索等を要請する。※③で実施。
⑤	遺体・行方不明者の捜索	力）捜索・搬送係	警察・消防・自衛隊（静岡県）から依頼があった場合、協力のうえ遺体・行方不明者を捜索する。
⑥	遺体の搬送	遺体措置本部	警察等の車両不足が生じた際、遺体を搬送する車両を確保（庁用車）する。
		力）捜索・搬送係	警察の許可を得て、遺体収容所（安置所）へ遺体を搬送する。（救護所・救護病院からの搬送を除く）

	業務	担当	内容
⑦	医師会・歯科医師会	遺体措置本部	医師会・歯科医師会へ協力要請する。(歯科・歯科医師が不足する場合は静岡県へ要請) ※③で実施。
⑧	葬祭関係業者等	遺体措置本部	葬祭関係業者等へ協力要請する。 ※③で実施。
⑨	遺体収容・受付調整、 遺体の洗浄、相談窓口の設置	ア) 受付・調整係	遺体収容所(安置所)に受付及び職員待機スペースを設置する。
			遺体が搬送されたら、警察と協力のうえ必要事項を聴取し、「様式3 遺体個票兼遺体収容票」を作成する。(遺品も含む)
			「様式3 遺体個票兼遺体収容票」を基に、「様式1 遺体安置状況票」を作成する。
			警察と協力のうえ遺体番号札を遺体に取り付け、遺体を搬送する。
		イ) 遺体洗浄係	遺体の洗浄スペースを設置する。
			葬祭関係業者等と協力のうえ遺体を洗浄し、デジタルカメラ等で記録する。
		ウ) 遺族対応係	遺族等対応のための相談窓口を設置する。
			遺体安置、死亡届、埋火葬許可証申請、火葬、遺体搬送等の各種相談へ対応する。
			遺族に検視及び検案の必要性、埋火葬の手続きを説明する。
			相談内容を「様式5 相談受付簿」へ記録する。
⑩	検視・検案	エ) 遺体処置係	検視等を行う警察と協議し、検視するスペースを設置する。
			依頼があった場合、医師・歯科医師が行う検視及び検案の事務補助を行う。
		ア) 受付・調整係	医師・歯科医師が不足する場合、遺体措置本部へ追加派遣を要請する。
		警察	医師と連携して検視を行う。
		医師会	警察官と連携して検視行う。
			検案を実施し、死体検案書を作成する。
		歯科医師会	身元不明の遺体の歯牙鑑定による身元確認作業を行う。

	業務	担当	内容
⑪	遺体の処置・一時保存	エ) 遺体処置係	葬祭関係業者と協議のうえ、遺体処置スペースを確保する。
			葬祭関係業者と協力のうえ、棺を組立てる。
			依頼があった場合、葬祭関係業者と協力のうえ検視・検案等が終了した遺体を遺体処置スペースへ移動する。
			遺体・遺品をデジタルカメラ等で記録する。
			依頼があった場合、葬儀関係業者が行う洗浄、縫合、消毒、納棺等の処置の補助をし、一時保管場所へ移動する。
			葬祭関係業者と協力のうえ、遺体を遺体収納袋か棺に収納する。
			葬祭関係業者と協力のうえ身元判明者と身元不明者に分けて遺体安置スペースへ搬送する。
		ア) 受付・調整係	遺体の処置及び一時保存に必要な資機材を確認する。不足する場合は、遺体措置本部へ要請する。
		葬祭関係業者	洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、一時保管場所へ移動する。
			腐敗処置をし、納棺（一時保存）する。
⑫	身元確認・身元に関する問い合わせ	オ) 身元確認係	依頼があった場合、検視・検案の結果等から警察と身元確認を行う。
			身元特定のため、関係機関と連携し情報収集を行う。
			遺体、口腔内（歯牙）及び遺品の写真撮影・記録をし、遺品を保管する。
			遺族等からの身元確認に関する問い合わせ対応をする。
			処置済みの遺体の情報を集約する。
			身元不明遺体の身体的特徴（写真）を集約する。
		警察	身元特定のため、情報収集を行う。
		歯科医師会	身元確認不明の遺体の歯牙鑑定を行う。

	業務	担当	内容
⑬	遺体の引き渡し・死亡届の受理	ウ) 遺族対応係	遺族の住所、氏名、続柄及び連絡先を確認し、遺族の案内・誘導を行う。
			「様式2 埋葬台帳」を作成し、保管する。
			警察と確認のうえ遺体、遺品を遺族と確認し、「様式4 遺体及び所持金引取り書」に記入し引き渡す。
			死体検案書を医師から預かっている場合は、遺族へ引き渡す。
			遺族等が遺体を引き取れない場合、埋火葬の手続きが終了し、遺体が火葬場に搬送されるまで遺体収容所(安置所)に安置する旨を遺族に伝える。
		火葬場が被災し、遺体の火葬まで時間を要する場合、衛生管理の観点から引き続き遺体収容所(安置所)へ安置するよう遺族等へ依頼する。	
		警察	ウ) 遺族対応係と確認のうえ、遺体、遺品を遺族と確認のうえ、引き渡す。
⑭	埋火葬許可証の交付	遺体措置本部	函南町役場で住民班が、死亡届(死体検案書が添付されたもの)を受領し、埋火葬許可証を遺族等へ発行し、控えを保管する。
			函南町役場で住民班が死亡届書(死体検案書を含む)の写しを1部作成し、死亡届の原本は遺体措置本部へ渡す。
			みしま聖苑へ連絡をし、遺族に埋火葬に関する情報を提供する。
⑮	火葬・埋葬	ウ) 遺族対応係	身元不明遺体等で遺族など引き取り者がいない場合は、警察や葬祭関係業者等と協議をし、災害救助法に基づき火葬し、焼骨を仮収蔵などにより保存する。
		遺体措置本部	火葬に関する連絡調整をみしま聖苑と行い、ア) 受付・調整係(現地)へ報告する。
			埋葬の結果を「様式2 埋葬台帳」に記録する。
			みしま聖苑が使用不可能な場合及び火葬場の火葬能力で足りない場合は静岡県広域火葬計画に基づき静岡県へ広域火葬を要請する。

※ 警察、消防、医師、歯科医師会、葬祭関係業者等を行う業務は、専門的な業務や捜査関係業務があるため、事前に協議のうえ実施する。

※ 埋火葬許可証の交付は、函南町役場で住民班が発行するものとする。

11 死者数公表時の留意点

遺体（死亡者）数、死亡者の氏名、身元不明遺体数などの公表は、静岡県、警察、消防及び関係機関と協議調整のうえ、統一的に実施し、安易に死者数を公表しないこと。なお、死者としての計上は、検視及び検案が終了した後に行うこととする。公表については必ず広報班が行うこととする。

12 注意事項

遺体の処理に当たっては、遺体への尊厳、遺族感情、環境汚染及び衛生などに細心の注意を払い、次の点に留意する。

(1) 遺体への尊厳及び遺族感情への配慮

- ・遺体を取り扱うに当たっては、あらゆる局面において、それを単なる物体としてではなく、尊厳の対象である遺体として、常に礼が失われることがないように細心の注意を払うとともに、遺族などに冷たい印象を与えないよう配慮すること。
- ・遺族にとって、特に火葬前の遺体は、家族又は親族そのものであり、死亡したとはいっても必ずしもそれをまだ本心から納得したとはいえない状態であることに注意する。
- ・災害時における遺族の心の中は相当な混乱を来していると推察されるため、遺族の気持ちを配慮して言動などについては細心の注意をもって対応すること。間違っても感情的なトラブルを起こさないよう注意すること。
- ・遺族は悲嘆の状況下にあるが、病的な悲嘆反応を示す場合は、必要に応じて専門家（ケースワーカー等）に対応を依頼する必要がある。
- ・全てにおいて公平な取り扱いを基本原則とするとともに、遺体の扱い等を通じて知り得た故人、家族等の情報（秘密）を無関係な第三者に対して決して漏らさないよう守秘義務を厳守すること。

(2) 環境汚染、衛生など

- ・可能な限り浸透性のない白衣等を着用すること。
- ・使い捨てマスクと使い捨てのゴム手袋を着用すること。
- ・怪我などで傷口がある場合は、細心の注意をすること。
- ・遺体取扱い後は必ずうがいをし、手などをよく洗い、消毒用アルコール等で消毒すること。
- ・遺体を搬送する際には、使い捨てシートを使用し、胸などを圧迫しないよう優しく包んで運ぶよう注意すること。
- ・法定伝染病等伝染性疾患の可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に取り扱うこと。

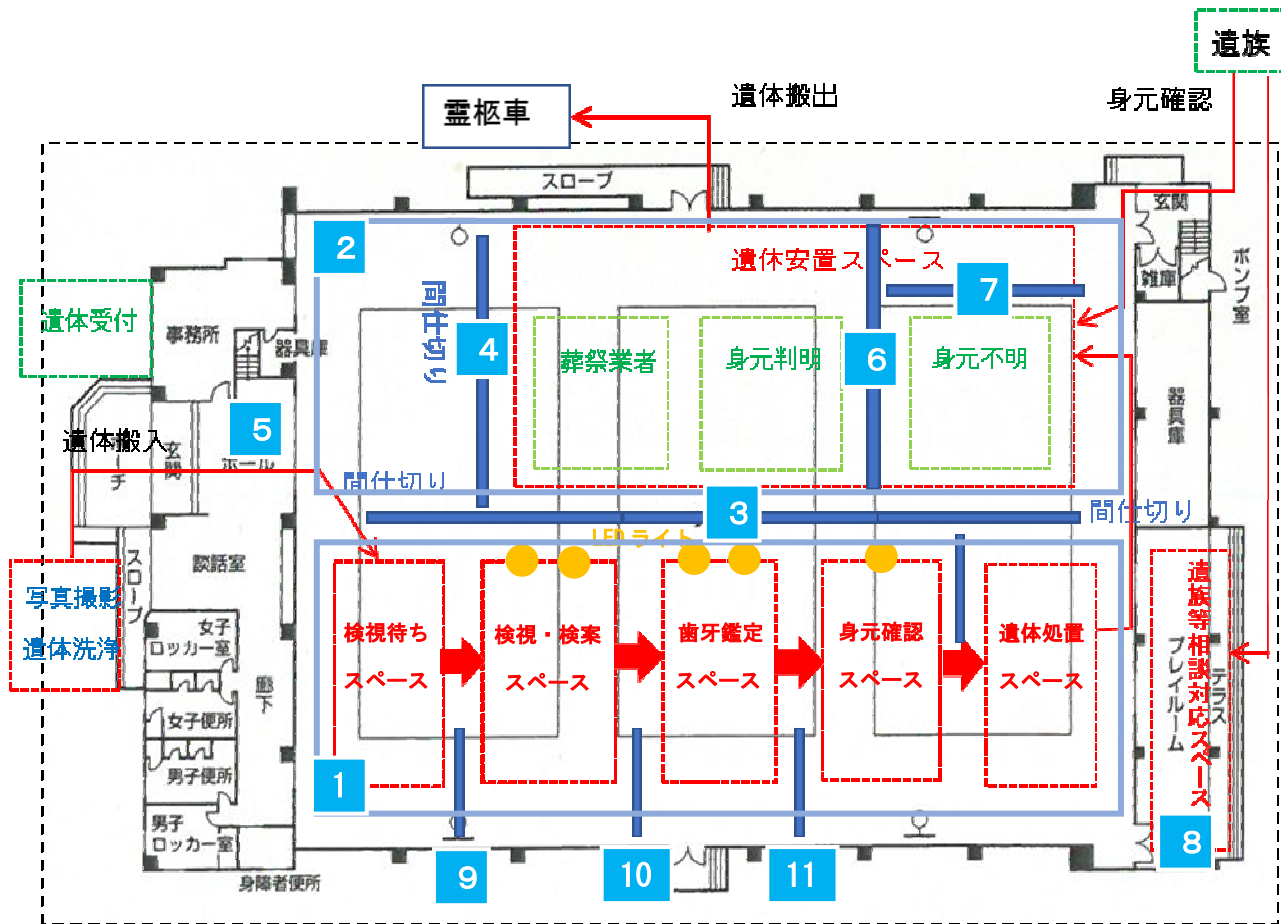
13 埋火葬等に必要な書類

書類名	取扱い
死体検案書	遺体収容所（安置所）では、町が医師から預かり遺族に渡す。 （平常時は医師が遺族に渡す）
死亡届	遺族が町へ届出する。（平常時は葬祭関係業者を経由する場合が多い）
死亡報告書及び検視調書（本籍等不明死体調査書）	死亡者の本籍が明らかでない場合又は、死亡者を認識できない場合には、警察は死亡報告書に検視調書を添付して町に死亡の報告をする。
埋火葬許可申請書	遺族が町に申請。身元不明の場合は、町担当部署が遺族に代わって申請する。
埋火葬許可証（死体・体の一部・死胎）	町が遺族に交付する。
死亡者の本籍等判明報告書	死亡者の本籍が明らかに、又は死亡者を認識できるようになった場合、警察は当該報告書により町へ報告する。

※ 埋火葬許可証の交付は災害の規模に応じて、発行場所を変更することとする。

14 遺体収容所（安置所）のレイアウト

函南町体育館1階の場合



【参考】床面保護シート設置の場合

- | | |
|----|---|
| 1 | … ブルーシート (5.4m×5.4m) ×27 枚 |
| 2 | … ブルーシート (5.4m×5.4m) ×27 枚 |
| 3 | … ブルーシート (3.6m×5.4m) ×8 枚
バレーボール用ポール・ネット×3セット (高さ180cmに統一) |
| 4 | … ブルーシート (5.4m×5.4m) ×2 枚
ロープ×1本 |
| 5 | … ブルーシート (5.4m×5.4m) ×2 枚 |
| 6 | … ブルーシート (5.4m×5.4m) ×2 枚
ロープ×1本 |
| 7 | … ブルーシート (5.4m×5.4m) ×2 枚
ホワイトボード×3台 |
| 8 | … ブルーシート (5.4m×5.4m) ×2 枚 |
| 9 | … 卓球台×2台 |
| 10 | … 卓球台×2台 |
| 11 | … 卓球台×2枚 |

・間仕切りは、バレーボール用ポール及びネットを使用し、ネットにブルーシートをかけて使用する。また、隙間部分には体育館内のホワイトボードやプール下防災倉庫の展示パネル、ロープ等を使用する。

・遺体収容所（安置所）のレイアウトは「令和元年度静岡県・三島市・函南町総合防災訓練」及び「令和3年度遺体収容所開設運営訓練」で実施した訓練を参考とする。（別冊 資料のとおり）

・施設の被災等により函南町体育館1階を使用できない場合は、別の候補地を選定し、本レイアウトを参考に遺体収容所（安置所）を設置する。

15 準備するもの

使用用途	準備物	数量	保管場所
遺体収容所 (体育館内)	ブルーシート 5.4m×5.4m (床面)	58 枚	総務課防災倉庫
	ブルーシート 3.6m×5.4m(間仕切り)	8 枚	総務課防災倉庫
	ブルーシート 5.4m×5.4m(間仕切り)	6 枚	総務課防災倉庫
	ロープ (15m)	2 本	総務課防災倉庫
	バレーボール用ポール及びネット	3 セット	函南町体育館
	案内看板・導線経路図	1 式	環境衛生課
	ホワイトボード (入口案内用)	1 台	函南町体育館
	養生テープ	30 巻	総務課
ア) 受付・調整係 【遺体受付】	クイックテント	1 梁	かなみスポーツ公園
	机	2 台	ふれあいセンター
	椅子	6 脚	ふれあいセンター
	筆記用具	1 式	環境衛生課
	メモ用紙	1 式	環境衛生課
	担架	5 台	総務課防災倉庫
	「様式 1 遺体安置状況票」	1 式	環境衛生課
	「様式 3 遺体個票兼遺体収容票」	1 式	環境衛生課
	回覧用板	5 枚	環境衛生課
	クリアファイル	1 式	環境衛生課
	遺品収納用袋	1 式	環境衛生課
	番号札 (番号札用輪ゴムを含む)	1 式	企画財政課
	拡声器	3 個	総務課
	ビブス	3 枚	総務課
	感染症対策用品 (パーテーション、消毒液)	1 式	総務課
	行政無線	1 台	総務課
MCA 無線	1 台	総務課	

使用用途	準備物	数量	保管場所
イ) 遺体洗浄 係 【遺体洗浄】	クイックテント	1 梁	かなみスポーツ公園
	ブルーシート	3 枚	総務課防災倉庫
	机	3 台	ふれあいセンター
	椅子	4 脚	ふれあいセンター
	バケツ	4 個	総務課防災倉庫
	貯水槽	1 台	総務課
	水道用ホース	1 本	総務課
	タオル	20 枚	総務課
	毛布	40 枚	総務課
	ビニル手袋 (使い捨て)	2 箱	総務課
	マスク (使い捨て)	2 箱	総務課
	カップ (使い捨て)	5 着	総務課
	デジタルカメラ	1 台	総務課
	脚立	1 台	総務課
	ゴミ袋 (黒)	10 枚	総務課
	筆記用具	1 式	環境衛生課
	メモ用紙	1 式	環境衛生課
	養生テープ	2 巻	総務課
	ガムテープ	2 巻	総務課
	結束バンド	1 式	総務課
ビブス	3 枚	総務課	
感染症対策用品 (消毒液)	1 式	総務課	
エ) 遺体処置 係 【検視待ち、 検視・検案】 ※次頁あり	ブルーシート	3 枚	総務課防災倉庫
	机 (検視台用)	9 台	ふれあいセンター
	机 (事務作業用)	7 台	ふれあいセンター
	椅子 (事務作業用)	8 脚	ふれあいセンター
	卓球台 (事務作業用間仕切り用)	4 台	函南町体育館
	LED ライト	3 台	総務課防災倉庫
	バルーンライト	2 台	総務課防災倉庫
	非常用発電機	1 台	総務課防災倉庫
	コードリール	4 台	総務課
	ビニル手袋 (使い捨て)	2 箱	総務課
	マスク (使い捨て)	2 箱	総務課
	キャップ (使い捨て)	2 箱	総務課
	台座又は審判台	2 台	函南町体育館
	検視・検案 鑑定器具	1 式	警察・医師会

使用用途	準備物	数量	保管場所
エ) 遺体処置 係 【検視待ち、 検視・検案】 ※前頁あり	防護服セット	1 式	警察・医師会
	ごみ袋（黒）	10 枚	総務課
	養生テープ	2 巻	総務課
	ガムテープ	1 巻	総務課
	ビブス	3 枚	総務課
	感染症対策用品（消毒液）	1 式	総務課
エ) 遺体処置 係 【歯牙鑑定】	ブルーシート	1 枚	総務課防災倉庫
	机（歯牙鑑定用）	3 台	ふれあいセンター
	机（事務作業用）	4 台	ふれあいセンター
	椅子（事務作業用）	8 脚	ふれあいセンター
	卓球台（検視・検案間仕切り用）	2 台	函南町体育館
	LED ライト	2 台	総務課防災倉庫
	バルーンライト	1 台	総務課防災倉庫
	コードリール	2 台	総務課
	ビニル手袋（使い捨て）	1 箱	総務課
	マスク（使い捨て）	1 箱	総務課
	キャップ（使い捨て）	1 箱	総務課
	歯牙 鑑定器具	1 式	歯科医師会
	防護服セット	1 式	歯科医師会
	ごみ袋（黒色）	10 枚	総務課
	養生テープ	2 巻	総務課
	ガムテープ	1 巻	総務課
	ビブス	3 枚	総務課
感染症対策用品（消毒液）	1 式	総務課	
オ) 身元確認 係 【身元確認】 ※次頁あり	ブルーシート	1 枚	総務課防災倉庫
	机（身元確認用）	3 台	ふれあいセンター
	机（事務作業用）	2 台	ふれあいセンター
	椅子（事務作業用）	4 脚	ふれあいセンター
	卓球台（遺体処置間仕切り用）	2 台	函南町体育館
	LED ライト	1 台	総務課防災倉庫
	バルーンライト	1 台	総務課防災倉庫
	非常用発電機	1 台	総務課防災倉庫
	コードリール	1 台	総務課
	ビニル手袋（使い捨て）	1 箱	総務課
	マスク（使い捨て）	1 箱	総務課
	キャップ（使い捨て）	1 箱	総務課

使用用途	準備物	数量	保管場所
オ) 身元確認 係 【身元確認】 ※前頁あり	筆記用具	1 式	環境衛生課
	メモ用紙	1 式	環境衛生課
	養生テープ	2 巻	総務課
	ガムテープ	1 巻	総務課
	ビブス	3 枚	総務課
	感染症対策用品（消毒液）	1 式	総務課
エ) 遺体処置 係 【遺体処置】	ブルーシート	2 枚	総務課防災倉庫
	机（遺体処置用）	3 台	ふれあいセンター
	机（事務作業用）	2 台	ふれあいセンター
	椅子	4 脚	ふれあいセンター
	LED ライト	1 台	総務課防災倉庫
	パルーンライト	1 台	総務課防災倉庫
	コードリール	2 台	総務課
	ビニル手袋（使い捨て）	1 箱	総務課
	遺体納体袋	1 式	総務課、葬祭関係業者
	メディカルシート	1 式	総務課
	バケツ	2 個	総務課防災倉庫
	タオル	10 枚	総務課
	遺体処置 器具	1 式	葬祭関係業者
	棺	1 式	葬祭関係業者
	デジタルカメラ	1 台	総務課
	養生テープ	2 巻	総務課
	ガムテープ	1 巻	総務課
	ビブス	3 枚	総務課
感染症対策用品（消毒液）	1 式	総務課	
エ) 遺体処置 係 【遺体安置】	卓球台（身元不明間仕切り用）	2 枚	函南町体育館
	机	2 台	ふれあいセンター
	椅子	4 脚	ふれあいセンター
	ブルーシート	2 枚	総務課防災倉庫
	祭壇等	1 式	葬祭関係業者
	ごみ袋（黒色）	10 枚	総務課
	ビニル手袋（使い捨て）	1 箱	総務課
	養生テープ	2 巻	総務課
	ガムテープ	1 巻	総務課
	ビブス	3 枚	総務課
	感染症対策用品（消毒液）	1 式	総務課

使用用途	準備物	数量	保管場所
ウ) 遺族対応 係 【遺族相談】	机	4台	ふれあいセンター
	椅子	8脚	ふれあいセンター
	ブルーシート	2枚	総務課防災倉庫
	筆記用具	1式	環境衛生課
	メモ用紙	1式	環境衛生課
	「様式2 埋葬台帳」	1式	環境衛生課
	「様式4 遺体及び所持金品引取り書」	1式	環境衛生課
	「様式5 相談受付票」	1式	環境衛生課
	パソコン	1式	管財課情報政策室
	プリンタ	1式	管財課情報政策室
	用紙	1式	管財課
コードリール	1式	総務課	

※ 警察、医師会・歯科医師会、葬祭関係業者から借用する準備品は、事前に各団体と確認のうえ協議をすること。

※ 準備品の保管施設等が被災により使用できない場合は、災害対策本部と協議のうえ変更を行うこと。(ふれあいセンター、プール下防災倉庫資機材が使用できない場合は、文化センターの資機材や総務課防災倉庫内の資機材を代替品として使用)

※ 準備品は、訓練等で見直しを行い必要に応じ修正をすること。

遺体 No	
-------	--

遺体個票兼遺体収容票

収容日時 年 月 日 午前・午後 時 分

氏 名	身元不明				
性 別	男 ・ 女 ・ 不明	年 齡	才	血 液 型	
住 所					
死亡理由					
遺体発見日時 及び場所	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃 (発見時の状況等)				
遺体の特徴 及び 遺留品等の状況	頭部確認遺体 ・ 体幹部遺体 ・ その他の部分遺体 【頭部(全体の2分の1未満) 首 右腕 左腕 胸 腹 陰部 右足 左足】 身体特徴 所持品等				
発 見 者	(連絡先)		(関係)		
身元 引受人	住 所	電話 ()			
	氏 名	死亡者との関係 ()			
遺体 搬送者	住 所 (所属)	連絡先			
	氏 名	死亡者との関係 ()			

確認欄

搬送者	受付・調整係	遺体洗浄係	遺体処置係	身元確認係	遺族相談係	遺品の確認

遺体 No	
-------	--

遺体及び所持金品引取り書

氏 名			
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	性別	男 ・ 女 ・ 不明
住 所			
死亡理由			
遺体の特徴 及び 遺留品等の状況	頭部確認遺体 ・ 体幹部遺体 ・ その他の部分遺体 【頭部(全体の2分の1未満) 首 右腕 左腕 胸 腹 陰部 右足 左足】 身体特徴 所持品等		
所持品等	品 名	数 量	備 考
	所持金		

上記のとおり、遺体及び所持金品を受け取りました。

年 月 日

函南町災害対策本部長 様

(引取者) 住所

氏名

続柄 ()

電話

遺体措置班記入欄

相談受付簿

○相談場所

○相談日時

年

月

日

相談者氏名	男・女
住所	
電話番号	
相談内容	家族・知人の捜索（相談者との続柄）、火葬、埋葬
関係課等への 連絡事項	部・課 担当者 照会 依頼内容
後日相談者への 連絡の有無 等	必要 ・ 不要

相談受理者氏名

課

氏名